土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、鍋島東土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和８年２月10日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
監事	井手　治之	佐賀市鍋島町大字鍋島683番地	令和７年11月24日 退任
監事	古川　善己	佐賀市鍋島二丁目15番２号	令和７年12月24日 就任